

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、その後の改正を含む。以下「PFI法」という。）第19条第1項の規定により、「国立女性教育会館公共施設等運営事業」に係る選定事業者に公共施設等運営権を設定しましたので、同法同条第3項の規定に基づき公表する。

平成27年7月27日

独立行政法人国立女性教育会館 理事長 内海 房子

**国立女性教育会館公共施設等運営事業
運営権の設定**

平成 27 年 7 月 27 日
独立行政法人国立女性教育会館

1. 公共施設等の名称、立地、並びに規模及び配置

(1) 公共施設等の名称

国立女性教育会館

(2) 公共施設等の立地

埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地

(3) 公共施設等の規模及び配置

1) 規模

① 面積 102,252㎡

② 対象施設

次の諸施設とすべての土地

ア 本館及び宿泊棟 (A棟・B棟・C棟)

イ 研修棟 (講堂・会議室・研修室・マルチメディア研修室・控室)

ウ 実技研修棟 (音楽室・美術工芸室・調理室・試食室・幼児室)

エ 日本家屋、茶室 (響書院・和庵)

オ 体育施設 (テニスコート・体育館)

2) 配置 別紙のとおり

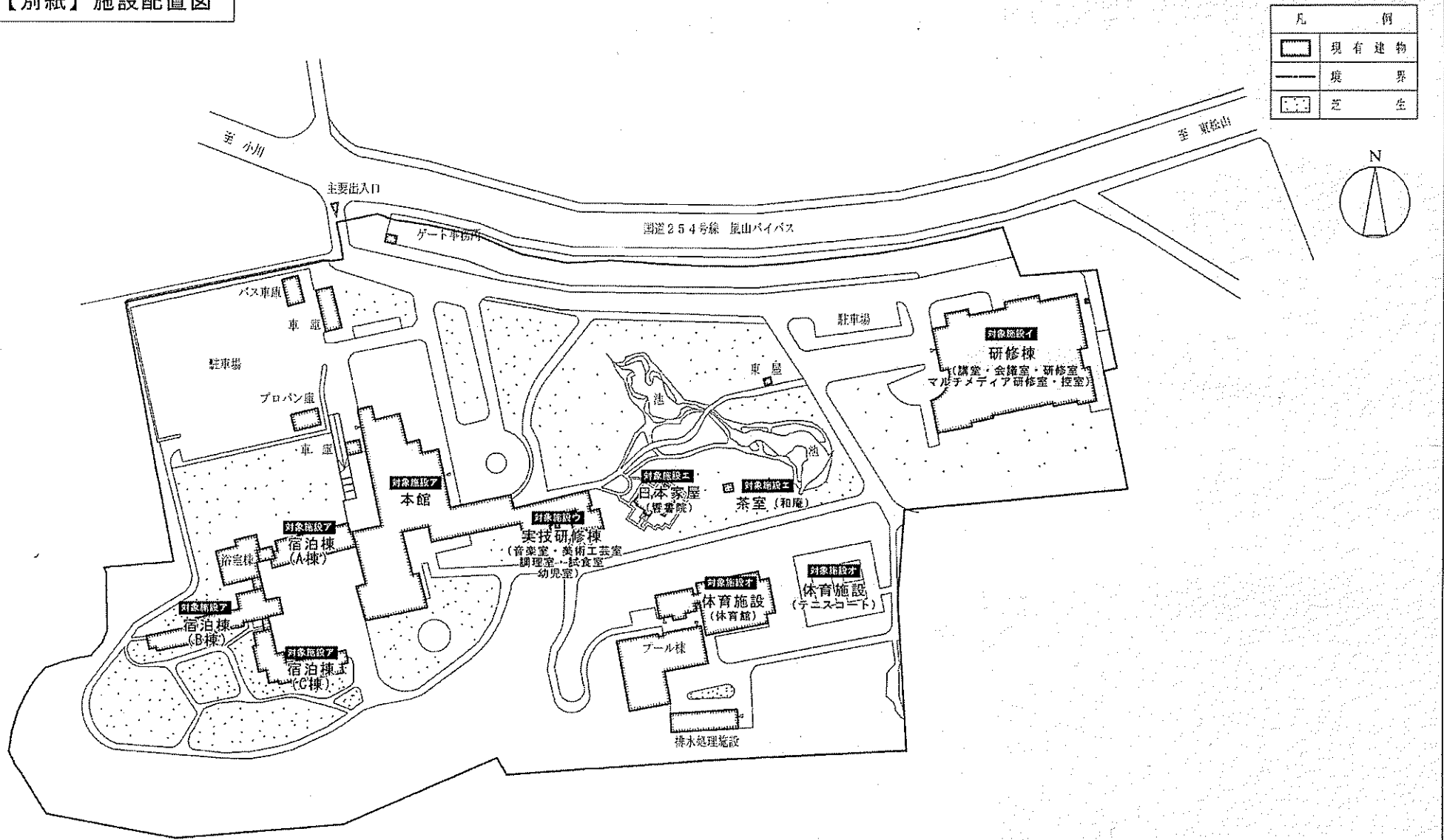
2. 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

- ① 全体統括管理業務
- ② 運營業務統括管理業務
- ③ 受付・案内業務
- ④ 経理業務
- ⑤ 企画・広報・営業業務
- ⑥ 給食・売店業務
- ⑦ アメニティ業務
- ⑧ 宿泊準備等整理業務
- ⑨ リネンサプライ・洗濯業務
- ⑩ 利用者サービスの向上に資する業務
- ⑪ その他附帯する業務

3. 公共施設等運営権の存続期間

平成27年7月1日から平成37年3月31日まで

【別紙】施設配置図



国立女性教育会館 配置図 縮尺：無し

敷地面積	既設建物面積	団地番号	所在地	機関名	作成年度	図面縮尺
102,252 m ²	4,000,000 4,000,000	1	埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷728番地	独立行政法人 国立女性教育会館	25	1/2,500